

サービス管理責任者等実践研修のご案内

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修は、令和元年度に、研修制度が見直され、分野別の研修が統合されるとともに、新たにサービス管理責任者等としての従事要件の1つである「実践研修」が創設されました。

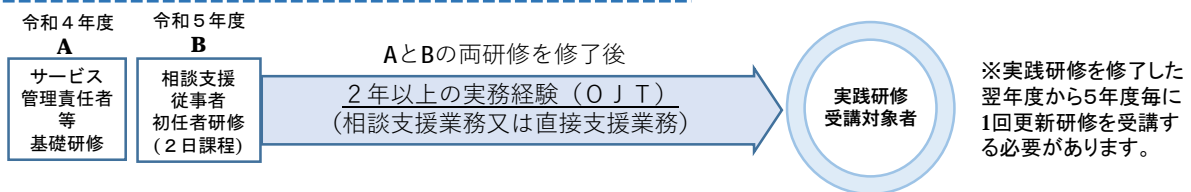
令和元年度以降のサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了者はサービス管理責任者等として、従事するには実践研修の受講が必要です。

■令和7年度の実践研修の受講対象者について

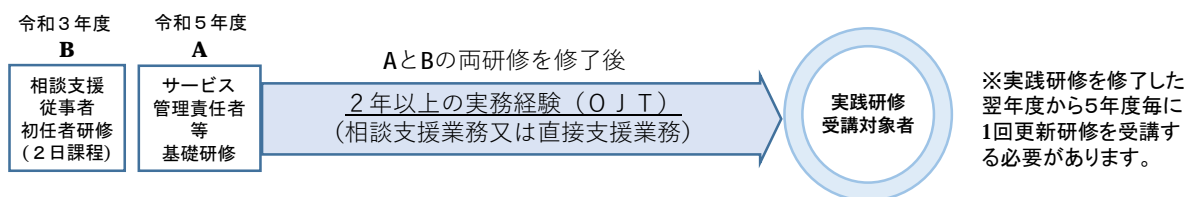
下記(1)～(3)のいずれかに該当する方が研修対象者となります。

(1) サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程(もしくは5日及び7日課程)修了日以降、実践研修の受講開始日前5年間に2年以上、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある方

例1: 令和4年度以降にAとB両方の研修を修了



例2: 令和4年3月31日までにA(又はB)の研修を修了し、令和4年度以降にB(又はA)の研修を修了



(2) 以下の【要件1～3】を全て満たし、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程(もしくは5日及び7日課程)修了日以降、実践研修の受講開始日前5年間に6ヶ月以上、相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある方

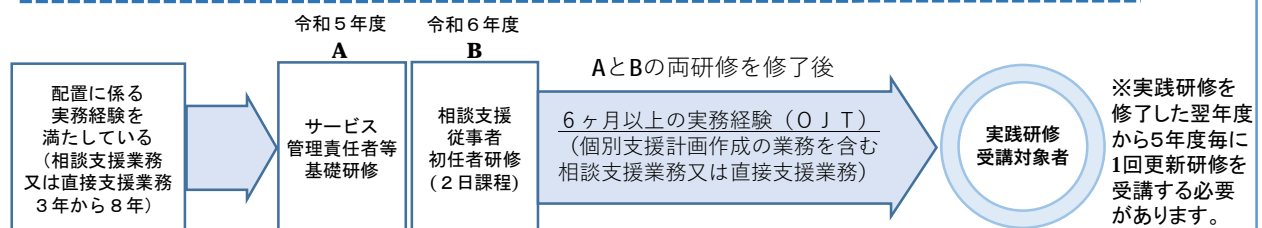
【要件1】サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしている。

【要件2】障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

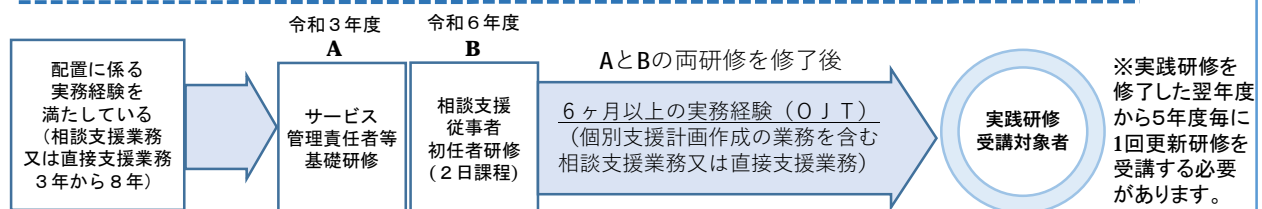
【要件3】要件2の業務に従事することについて、指定担当部局に届出を行う。

※届出の様式は各指定担当部局でご確認ください。なお、届出書の審査には2～3週間程度かかりますので、早めに提出をお願いいたします。

例1: 令和4年度以降にAとB両方の研修を修了(上記【要件1～3】を満たしている方)



例2: 令和4年3月31日までにA(又はB)の研修を修了し、令和4年度以降にB(又はA)の研修を修了(上記【要件1～3】を満たしている者)



(3) 更新研修を受講対象の期限内に受けることができなかった方

○期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を修了することで、修了日以後再びサービス管理責任者等として従事可能となります。この場合、実践研修受講のための実務経験は不要です。
なお、令和7年度の該当者は以下のいずれかの方です。

- ◆平成31年3月31日までにサービス管理責任者等としての従事要件を満たしていた方（旧サービス管理責任者等研修を修了された方）のうち、
 - ・令和元年度から令和5年度までに更新研修1回目を修了していない方
 - ・令和元年度に更新研修1回目修了後、令和2年度～令和6年度までに更新研修2回目を修了していない方

■経過措置によるみなし配置について(令和6年度末で終了)

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、令和元年度から令和3年度までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修2日課程（もしくは5日又は7日課程）を修了した方は、その修了日から3年間はみなし配置が可能でした。3年間のみなし配置期間のうちにサービス管理責任者等実践研修を修了されていない場合は、実践研修を修了するまでは1人目配置は不可となりますのでご注意ください。

■令和7年度大阪府サービス管理責任者等実践研修実施予定

研修事業者名	全国介護事業者連盟	大阪府障害者福祉事業団	大阪府社会福祉事業団
募集期間	令和7年4月1日から 令和7年4月30日	令和7年7月17日から 令和7年7月31日	令和7年9月中旬から 令和7年9月下旬
研修期間	令和7年6月23日から 令和7年10月5日	令和7年10月下旬から 令和8年1月9日	令和8年1月上旬から 令和8年3月13日
会場	大阪市内	堺市内	大阪市内、豊中市内
ホームページ	https://kaiziren.or.jp/event/training/osaka-sabikankensyu/	https://sfj-osaka.net/	https://osj.or.jp/trainfo

問合せ先：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課（06-6944-6671）
大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090070/chikiseikatsu/shogai-chiki/sabikankensyu.html>

大阪府 サービス管理責任者等研修

検索